

○国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程

	平成13年	4月	1日	付け	13水研	第	51号
改正	平成13年	11月	30日	付け	13水研	第	959号
改正	平成15年	3月	1日	付け	14水研	第	1139号
改正	平成15年	4月	1日	付け	14水研	第	1265号
改正	平成15年	10月	1日	付け	15水研	第	1086号
改正	平成15年	11月	1日	付け	15水研	第	1410号
改正	平成16年	11月	1日	付け	16水研本	第	1281号
改正	平成17年	12月	1日	付け	17水研本	第	1459号
改正	平成18年	4月	1日	付け	17水研本	第	1971号
改正	平成19年	4月	1日	付け	18水研本	第	1769号
改正	平成19年	10月	1日	付け	19水研本	第	1057号
改正	平成19年	12月	1日	付け	19水研本	第	1271号
改正	平成20年	4月	1日	付け	19水研本	第	1628号
改正	平成21年	4月	1日	付け	20水研本	第	1642号
改正	平成21年	5月	29日	付け	21水研本	第	10529012号
改正	平成21年	12月	1日	付け	21水研本	第	11130009号
改正	平成22年	4月	1日	付け	21水研本	第	20331019号
改正	平成22年	12月	1日	付け	22水研本	第	21130002号
改正	平成23年	1月	1日	付け	22水研本	第	21228004号
改正	平成23年	4月	1日	付け	22水研本	第	30331014号
改正	平成23年	6月	1日	付け	23水研本	第	30531010号
改正	平成23年	10月	1日	付け	23水研本	第	30929008号
改正	平成24年	5月	1日	付け	24水研本	第	40426016号
改正	平成24年	11月	1日	付け	24水研本	第	41031003号
改正	平成25年	4月	1日	付け	24水研本	第	50329003号
改正	平成26年	1月	1日	付け	25水研本	第	51225007号
改正	平成26年	4月	1日	付け	25水研本	第	60327007号
改正	平成26年	12月	1日	付け	26水研本	第	61128006号
改正	平成27年	4月	1日	付け	26水研本	第	70325001号
改正	平成28年	1月	1日	付け	27水研本	第	71221003号
改正	平成28年	4月	1日	付け	28水機本	第	80401006号
改正	平成28年	12月	1日	付け	28水機本	第	81128003号
改正	平成29年	4月	1日	付け	28水機本	第	90321002号
改正	平成29年	12月	1日	付け	29水機本	第	91122001号
改正	平成30年	4月	1日	付け	29水機本	第	00327014号
改正	平成30年	12月	1日	付け	30水機本	第	18112105号
改正	平成31年	4月	1日	付け	30水機本	第	18032803号
改正	令和元年	11月	28日	付け	元水機本	第	19112603号
改正	令和2年	3月	30日	付け	元水機本	第	19031802号

改正	令和	2年	7月20日付け	2水機本第	20071502号
改正	令和	2年11月	30日付け	2水機本第	20112003号
改正	令和	4年	3月29日付け	3水機本第	1294号
改正	令和	4年	5月23日付け	4水機本第	206号
改正	令和	4年11月	29日付け	4水機本第	754号
改正	令和	5年	3月31日付け	4水機本第	1230号
改正	令和	5年11月	29日付け	5水機本第	836号
改正	令和	7年	1月20日付け	6水機本第	953号
改正	令和	7年	3月27日付け	6水機本第	1257号
改正	令和	7年	6月18日付け	7水機本第	432号
改正	令和	8年	1月30日付け	7水機本第	1008号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（17水研本第2030号。以下「職員就業規則」という。）第69条及び国立研究開発法人水産研究・教育機構海上就業規則（17水研本第1958号。以下「海上就業規則」という。）第41条の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の職員（職員就業規則の適用を受ける職員（同規則第5条第1項第1号から第5号までに掲げる職員を除く。）及び海上就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第4条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。ただし、職員就業規則第64条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」

という。)の俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文で規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

- (1) 一般職員俸給表(別表第1)
 - (2) 技術職員俸給表(別表第2)
 - (3) 船舶職員俸給表(別表第3)
 - ア 船舶職員俸給表(一)
 - イ 船舶職員俸給表(二)
 - (4) 研究開発職員俸給表(別表第4)
 - (5) 教育職員俸給表(別表第5)
 - (6) 看護職員俸給表(別表第6)
 - (7) 指定職員俸給表(別表第7)
- 2 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。)は、全ての職員に適用するものとする。
- 3 職員(第1項第7号に掲げる俸給表の適用を受ける職員(以下「指定職員」という。))を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 指定職員の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員(指定職員を除く。以下この条において同じ。)の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合(指定職員が他の俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。)又は一の役職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の役職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第80条及び海上就業規則第55条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同

じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸(船舶職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である者にあつては、3号俸)とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳を超える職員及び一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

10 削除

11 職員就業規則第15条の3に規定する職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額に、職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(俸給の支給)

第8条 俸給は、毎月16日(その日が職員就業規則第43条に規定する休日にあたる時は、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日でない日。以下「支給日」という。)に、その月の月額の全額を支給する。

2 前項に規定する「その月」の期間は、当該給与支給月の1日から末日まで(以下「給与期間」という。)とする。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(次項による退職を除く。)し、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第43条、第45条第2項(育児短時間勤務職員にあつては、同規則第65条の規定により読み替えられた第43条、第45条第2項)及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日又は海上就業規則第25条及び第28

条第1項に規定する休日（第21条において「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の調整額）

第10条 理事長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の役職に比して著しく特殊な役職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25を超えてはならない。

（俸給の特別調整額）

第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める役職を占める職員

(2) 企画管理部門及び教学部門において、課等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員

(3) 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める役職を占める職員

(4) 船舶の運航業務を統括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員

2 前項に定める俸給月額の特別調整額は、同項各号に規定する役職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第23条第1項第1号ア及び同条第4項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第46条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあっては、第23条第2項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

4 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第13条 削除

（地域手当）

第14条 地域手当は、事務所（国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程（13水研第52号）第2条第1項に規定する本部及び同条第3項に掲げる各施設をいう。以下同じ。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所（この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。

- (1) 神奈川県横浜市に所在する事務所
- (2) 静岡県静岡市及び京都府宮津市に所在する事務所
- (3) 北海道札幌市、茨城県神栖市、栃木県日光市、千葉県館山市、静岡県賀茂郡南伊豆町、三重県度会郡南伊勢町、三重県度会郡玉城町、広島県廿日市市、広島県尾道市及び香川県高松市に所在する事務所

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる事務所 100分の16
- (2) 前項第2号に掲げる事務所 100分の8
- (3) 前項第3号に掲げる事務所 100分の4

3 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異

動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該異動等の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(第1項に掲げる支給事務所の区分又は前項に掲げる支給割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定める。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に第1項に掲げる支給事務所の区分又は前項に掲げる支給割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ)
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)から引き続き人事交流等により職員となった場合において、採用の事情、当該採用されることとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。
- 5 職員が事務所以外の施設に在勤する場合において、支給事務所に在勤する職員と権衡上必要があると認められる場合には、当該職員には、第1項から第

3項までの規定に準じて、地域手当を支給する。

- 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円

- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2

以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 7 通勤手当が支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

- 第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
 - 3 新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項そ

の他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特地勤務手当等)

第19条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの(以下「特地事務所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。

第20条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれらに準ずる事務所(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動又は事務所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第14条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第21条 職員（次項に掲げる職員を除く。）が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 裁量勤務職員が勤務日（同規則第43条（第45条第1項に掲げる職員にあっては、同条第2項）及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日1日につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（俸給の半減）

第22条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（超過勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（海上就業規則第3条第1号に規定する船員（以下「船員」という。）を除く。）には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員及び第11条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）における勤務 100分の150

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

（3） 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを

- 命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員就業規則第43条第2項に規定する法定休日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合における、その超えてした勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
- ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150
 - イ 深夜における勤務 100分の175
- 2 裁量勤務職員には、理事長が別に定めるところにより得られる時間に対して、1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 第11条第1項第2号から第4号までに掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第1号アに掲げる勤務にあっては、第11条第4項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間）」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる船員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
 - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の130
 - イ 深夜における勤務 100分の155
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
 - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の140
 - イ 深夜における勤務 100分の165
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
 - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150
 - イ 深夜における勤務 100分の175
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項及び第4項の規定の適用については、同各項中それぞれ「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 6 職員就業規則第53条第3項の規定により支給しないこととされている給

与の額は、同条第2項の規定により勤務を要しないこととなった日に係る正規の勤務時間に第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額とする。

(夜勤手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第25条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあつては当該各号に定める額の合計額を別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

- (1) 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額
- (2) 寒冷地手当 第32条の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。)し、又は解雇(同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。)にされた職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の1

25、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもので理事長が別に定めるもの（第30条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇にされた職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第82条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇

にされた日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価(国立研究開発法人水産研究・教育機構人事評価実施規程(22水研本第20930010号)第11条第3項に規定する業績評価をいう。)の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況(国立研究開発法人水産研究・教育機構研究職員業績評価実施規程(15水研第869号)に規定する研究職員業績評価、国立研究開発法人水産研究・教育機構研究管理職員業績評価実施規程(17水研本第921号)に規定する研究管理職員業績評価又は国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校教育職員教育研究業績評価実施規程(28水機本第80401018号)に規定する教育職員業績評価(以下「研究業績評価」という。))が実施される職員にあつては、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び基準日の属する事業年度(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第36条第1項に規定する事業年度をいう。)の前事業年度分の研究業績評価の結果)に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者の属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

(1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職をし、又は解雇された職員にあつては退職をし、又は解雇された日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあつては、100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定管理職員にあつては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受ける

べき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（期末特別手当）

第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた指定職員（第35条第7項の規定の適用を受ける指定職員及び理事長が別に定める指定職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第81条又は第82条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇にされた指定職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在）において

指定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 6 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは、「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第32条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- (1) 別表第8に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員
- (2) 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の 区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第8に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がない			

もののうち、第17条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

- 3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。
- 4 理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 5 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第8のとおりとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

- 第33条 第10条から第12条まで、第15条、第18条、第23条、第27条及び第30条の規定は、指定職員には適用しない。
- 2 第12条及び第31条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（俸給の特別調整額等の支給方法）

- 第34条 俸給の特別調整額、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当（第20条の規定による手当を含む。）、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（休職者の給与）

- 第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第56条第1項又は海上就業規則第36条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。
- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。
 - 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、

これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第35条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等職員の給与)

- 第36条 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第63条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第63条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第63条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 4 職員就業規則第64条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休業等職員の給与)

第37条 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第66条第1項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 職員就業規則第67条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

第38条 職員就業規則第20条第1項又は第2項の規定により派遣にされている職員及び同規則第21条第1項の規定により在籍型出向にされている職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第39条 自己啓発等休業（職員就業規則第68条の2第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年11月30日付け13水研第959号]

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成15年3月1日付け14水研第1139号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第30条第1項から第3項まで、第34条第1項から第3項まで、及び第44条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)
- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

$$\left(\frac{\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\ \text{とその1号下位の号俸との差額} \\ \times \\ \text{その者の施行日の前日における俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)} \\ - \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \\ \div \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸と} \\ \text{その1号俸下位の号俸との差額} \\ + \\ \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額} \end{array} \right)$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成15年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定)
- 6 施行日から平成15年3月31日までの間における第30条及び第34条の適用については、第30条第2項及び第34条第2項中「100分の55」

とあるのは「100分の50」と、第30条第3項及び第34条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 7 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第34条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となる場合は、期末手当等は、支給しない。

(1) 施行日(期末手当等について第30条第1項後段、第34条第1項後段又は第43条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)による俸給月額(継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額)及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

- 8 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第30条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第30条第2項第1号及び第34条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第30条第2項第2号及び第34条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第30条第2項第3号及び第34条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第30条第2項第4号及び第34条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

- 9 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則 [平成15年4月1日付け14水研第1265号]

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年10月1日付け15水研第1086号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)であった者のうち、施行日において引き続き独立行政法人水産総合研究センターの職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成15年11月1日付け15水研第1410号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第15条、第17条、第30条、第34条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額
とその1号下位の号俸との差額

×

その者の施行日の前日における俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)

-

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

÷

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額

+

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定）

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第30条及び第34条の規定の適用については、第30条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第34条第2項及び第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第34条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。

（平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 7 平成15年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項及び第4項から第6項まで、第34条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

（1）平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮

して理事長が別に定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤手当(第21条の規定による手当を含む。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第15条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

(その他)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成16年11月1日付け16水研本第1281号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第35条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き旧寒冷地(この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第35条に規定する寒冷地をいう。以下

同じ。)に在勤する職員(再任用職員(改正後の職員給与規程第7条第11項に規定する再任用職員をいう。)を除く。以下「経過措置対象職員」という。)に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。

- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第35条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 他の国家公務員等(改正後の職員給与規程第15条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。)であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第28条の規定の適用については、同条第2号中「第35条第2項」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(16水研本第1281号)附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則 [平成17年12月1日付け17水研本第1459号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

その者の施行日の前日における俸給月額(以下「旧俸給月額」とい
との差額 × $\frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸額とその1号俸下位の号俸との差額}}$

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額

十 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第34条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第21条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数

を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1971号]

1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(特定の職務の級の切替え)

2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年12月1日付け21水研本第11130009号。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（この項において単に「減額改定対象職員」という。）にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を、減額改定対象職員以外の職員にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日付け22水研本第21130002号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第3項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
- (1) 改正後の職員給与規程第11条第1項、第14条第2項から第4項まで、第20条第2項、第21条、第27条第4項及び第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）、第30条第3項、第31条第4項に規定する俸給の月額
 - (2) 改正後の職員給与規程第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額
 - (3) 改正後の職員給与規程第22条の規定による給与の半減、第35条に規定する休職者等の給与、第36条第1項及び第2項に規定する育児休業職員の給与の額及び第38条に規定する在籍派遣職員の給与を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額
- （平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）
- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の

職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第14条第2項 第1号	100分の12	100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第3号	100分の6	100分の6を超えない範囲で理事長が別に定める割合
第14条第2項 第4号	100分の3	100分の3を超えない範囲で理事長が別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第15条第4項又は第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又は施行日の前日において勤務地等(同条第4項に規定する「勤務地等」をいう。)に在勤していた一般職給与法適用職員等(同項に規定する「一般職給与法適用職員等」をいう。)が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

支給事務所に在勤する	独立行政法人水産総合研究センター給与規程の一部を改正する規程(17水研本第1971号)による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(13水研第51号)(以下「改正前の職員給与規程」という。)第15条第1項に定める理事長が別に定める地域(以下「旧支給地域」という。)に在勤する
在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合(理事長が	在勤していた旧支給地域に係る調整手当の支給割合(改正前の職員給与規程第15条第2項各号に定める割合をいい、理事長が

(派遣職員に関する経過措置)

- 14 職員就業規則附則第5項の規定により同規則第20条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第46条の規定により決定されたその者の給与の支給割合(以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。)が

変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第38条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(その他)

- 15 第2項から前項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年4月1日付け18水研本第1769号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(俸給表の廃止に伴う特例)

- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第2又は別表第4の俸給表の適用を受けていた職員の施行日において適用される俸給表、号俸又は俸給の月額、理事長が別に定めるところにより決定される俸給表、号俸又は俸給の月額とする。

(平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

- 3 独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(17水研本第1971号)附則第8項から第10項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(17水研本第1971号)附則第8項から第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 4 平成20年3月31日までの間においては、改正後の職員給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 改正後の職員給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。
この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(その他)

- 6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年10月1日付け19水研本第1057号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第36条第3項の規定は、育児休業をした職員がこの規程の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。
(その他)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年12月1日付け19水研本第1271号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第30条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給

与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成20年4月1日付け19水研本第1628号]

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1642号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年5月29日付け21水研本第10529012号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第27条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第27条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第30条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則 [平成21年12月1日付け21水研本第11130009号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の職員給与規程第27条第2項から第6項まで、若しくは第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別

調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第20条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技術職員	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
船舶職員（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
船舶職員（二）	1級	1号俸から64号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
研究開発職員	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成22年4月1日付け21水研本第20331019号]

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年12月1日付け22水研本第21130002号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第27条第2項から第6項まで、若しくは第35条第1項から第

4項まで、第6項若しくは第7項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第20条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技術職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
船舶職員（一）	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで

	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から12号俸まで
船舶職員（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から72号俸まで
	4級	1号俸から60号俸まで
	5級	1号俸から48号俸まで
	6級	1号俸から32号俸まで
研究開発職員	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置）

3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける者のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第22条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額の100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項から第5項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額

に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第30条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監

督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(6) 第35条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第35条第1項又は第2項 前各号に定める額から当該特定職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額

イ 第35条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第35条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第35条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第35条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額 (同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸 給 表	職 務 の 級
一般職員	6級
技術職員	6級
船舶職員(一)	6級
研究開発職員	5級
教育職員	4級

4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を同条に規定する別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を、同条に規定する別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

5 附則第3項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同項の規程にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の

1. 575)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあっては、100分の1.725)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)、12月に支給するときは100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(22水研本第21130002号)の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(育児短時間勤務職員に関する読替え)

- 7 育児短時間勤務職員に対する附則第3項第1号、第4号及び第5号の規定に適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額(」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額(」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額並びに」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額並びに」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

(その他)

- 8 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成23年1月1日付け22水研本第21228004号]

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け22水研本第30331014号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において第7条第5項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員就業規則第64条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者

の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の規定により読み替えられた職員就業規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 [平成23年6月1日付け23水研本第30531010号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の第22条第1項の適用については、同項中「負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。））」とあるのは「平成23年6月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則 [平成23年10月1日付け23水研本第30929008号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(昇給に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第7条第5項の規定による昇給については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 施行日以後1年間において行われる改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
 - (2) 研究業績評価が実施される職員 当分の間、改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
(勤勉手当に関する経過措置)
- 3 平成23年12月1日を基準日とする勤勉手当における改正後の職員給与規程第30条第1項の規定の適用については、「直近の人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

附 則 [平成24年5月1日付け24水研本第40426016号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(平成26年3月31日までの給与の特例措置)

- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給月額（この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年4月1日付け17水研本第1971号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が第22条第1項の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技術職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
船舶職員俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
船舶職員俸給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
研究開発職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (5) 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77

を乗じて得た額

(8) 第35条第1項から第7項まで又は第38条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額

ア 第35条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から休業補償給付等の額を差し引いた額

イ 第35条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第35条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第35条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第35条第7項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項に規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

カ 第38条 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置)

4 特例期間においては、第21条、第23条、第24条、第36条又は第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例)

5 特例期間においては、独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日付け22水研本第21130002号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から平成22年改正規程附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは平成22年改正規程附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた

額」と、同項第8号ア中「前項及び前各号」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年5月1日付け24水研本第40426016号。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第6号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により読み替えられた第6号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

- 6 平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員（平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける者（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第7条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 7 平成25年4月1日において平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 8 平成26年4月1日において平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものと

した場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 9 職員就業規則第64条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 10 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第35条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第38条又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（該当日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤手当（第20条の規定による手当を含む。）の月額（平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、平成24年4月の1月分の月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで

	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
船舶職員俸給表（一）	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から52号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
船舶職員俸給表（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から97号俸まで
	3級	1号俸から84号俸まで
	4級	1号俸から72号俸まで
	5級	1号俸から60号俸まで
	6級	1号俸から44号俸まで
研究開発職員俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から16号俸まで

(2) 第6項の規定が平成24年4月1日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額合計額を減じた額（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

11 平成24年12月に職員（同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に支給する期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第35条第1項から第4項まで、第6項、第7項若しくは第38条又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第2項から第4項まで（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第6項（第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び次項の規定（独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程（平成15年6月24日付け15水研第7

04号。)の適用を受けていた職員にあっては、独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年5月1日付け24水研本第40426017号。)第2項から第4項まで及び第7項の規定。以下この項において同じ。)が同年4月1日から適用されていたとしたならば同月分として第2項から第4項までの規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 1.2 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者(同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ第10項第1号の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。))を除く。)に対する当該期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第32条第1項から第4項まで及び第6項若しくは第7項又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から、平成26年6月1日(当該支給される期末手当について第27条第1項後段又は第35条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日)において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の3.67(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

- 1.3 第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたとき又は前項第1号の基礎額若しくは前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 [平成24年11月1日付け24水研本第41031003号]

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 [平成25年4月1日付け24水研本第50329003号]

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年1月1日付け25水研本第51225007号]

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日付け25水研本第60327007号]

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成 26 年 12 月 1 日付け 26 水研本第 61128006 号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定（独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 30 条第 2 項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 12 月 1 日付け 22 水研本第 21130002 号）附則第 5 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 27 年 4 月 1 日付け 26 水研本第 70325001 号]

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 1 月 1 日付け 27 水研本第 71221003 号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 30 条及び別表第 1 から別表第 4 の改正部分を除く。第 4 項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から、第 30 条は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 適用日から施行日までの間において、職員給与規程第 5 条第 1 項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表第 1 から別表第 4 を適用する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 3 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 号俸まで
技術職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 3 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 号俸まで

船舶職員俸給表（一）	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 1 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 5 号俸まで
船舶職員俸給表（二）	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 2 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 号俸まで
研究開発職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 1 号俸まで

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をした者との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替に伴う経過措置）

- 6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成 22 年改正規程附則第 3 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者（以下この項において「特定職員」という。））にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を俸給として支給する。

- 7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 8 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 9 第 6 項から第 8 項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第 7 条第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項及び第 27 条第 5 項（第 30 条第 4

項において準用する場合を含む。)並びに平成22年改正規程附則第3項第2号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と改正後の職員給与規程附則第6項から第8項による俸給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

10 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項第1号	前項第1号に掲げる事務所 100分の16	前項第1号に掲げる事務所 100分の15
第14条第2項第3号	前項第3号に掲げる事務所 100分の6	静岡県静岡市に所在する事務所 100分の6 香川県高松市に所在する事務所 100分の5 茨城県神栖市に所在する事務所 100分の4
第14条第2項第4号	前項第4号に掲げる事務所 100分の3	北海道札幌市、広島県広島市及び長崎県長崎市に所在する事務所 100分の3 新潟県新潟市に所在する事務所 100分の2
第17条第2項	30,000円	26,000円

(広域異動手当に関する特例)

11 適用日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

12 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

13 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 28 年 4 月 1 日付け 28 水機本第 80401006 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（旧独立行政法人水産大学校職員に係る俸給等に関する取扱い）
- 2 施行日の前日において、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 70 号）附則第 9 条第 1 項の規定により解散した独立行政法人水産大学校の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）であった者のうち、施行日において引き続き機構の職員となった者の施行日における俸給表、職務の級及び号俸は、施行日の前日において、その者が現に受けていた俸給表、職務の級及び号俸とする。この場合において、独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程（27 水大校第 634 号）附則第 6 項から第 8 項までの規定による俸給の支給を受けていた者については、国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（27 水研本第 71221003 号）附則第 6 項から第 8 項までの規定を適用し、俸給として支給する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表第 5 に掲げる地域（以下「旧寒冷地」という。）に所在する事務所に在勤する職員であって、施行日において改正後の職員給与規程第 32 条第 1 項に規定する支給対象職員でなくなったもの（以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。）のうち、施行日の前日から基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であった者に対しては、基準日の属する月が平成 28 年 1 1 月から平成 30 年 3 月までの間、同条の規定に関わらず、改正後の職員給与規程別表第 8 に規定する 4 級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第 32 条第 2 項の表の 4 級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額に、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額を寒冷地手当として支給する。

平成 28 年 1 1 月から平成 29 年 3 月まで	6, 000 円
平成 29 年 1 1 月から平成 30 年 3 月まで	12, 000 円

- 4 改正後の職員給与規程第 32 条第 4 項及び第 5 項の規定は前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前 2 項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 水機本第 80401006 号。以下「改正給与規程」という。）附則第 2 項」と、同条第 5 項中「前 3 項」とあるのは「改正給与規程附則第 2 項及び同附則第 3 項において読み替えて準用する前項」と、「第 2 項及び第 3 項」とあるのは「同附則第 2 項」と読み替えるものとする。

- 5 前2項の規程により寒冷地手当を支給される者と権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない者のうち、施行日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 6 国家公務員等であった者が、人事交流等により、施行日以降に引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事情、施行日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年12月1日付け28水機本第81128003号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第30条第2項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日付け22水研本第21130002号）附則第5号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年1月1日付け27水研本第71221003号）附則第6号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90321002号]

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程の規

定（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。））による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定に

よる届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員（以下「一般8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級以上

職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般8級職員等」とあるのは「一般8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、

同項第 2 号中「扶養親族（一般 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般 8 級職員等が一般 8 級職員等及び一般 9 級以上職員等」とあるのは「一般 8 級以上職員等が一般 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般 8 級職員等及び一般 9 級以上職員等」とあるのは「一般 8 級以上職員等」と、「が一般 8 級職員等」とあるのは「が一般 8 級以上職員等」とする。

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成 29 年 12 月 1 日付け 29 水機本第 91122001 号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
(施行期日)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 28 年 1 月 1 日付け 27 水研本第 71221003 号。以下この項において「平成 28 年改正規程」という。）附則第 6 号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の職員給与規程の規定（平成 28 年改正規程附則第 6 項の規定による俸給を含む。）による給与の内払とみなす。

附 則 [平成 30 年 4 月 1 日付け 29 水機本第 00327014 号]

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 30 年 12 月 1 日付け 30 水機本第 18112105 号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水機本第 18032803 号]

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和元年 1 1 月 2 8 日付け元水機本第 19112603 号]

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（第 3 0 条第 2 項及び第 3 1 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [令和 2 年 3 月 3 0 日付け元水機本第 19031802 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 施行日の前日において、この規程による改正前の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程第 1 5 条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 1 5 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の職員給与規程第 1 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 改正後の職員給与規程第 1 5 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が旧手当額を下回ることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和 2 年 7 月 2 0 日付け 2 水機本第 20071502 号]

この規程は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則 [令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け 2 水機本第 20112003 号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。
(令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当等に関する特例)
- 2 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する職員給与規程第 2 7 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、「1 0 0 分の 1 0 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」とする。

- 3 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、「100分の162.5」とあるのは「100分の160」とする。

附 則 [令和4年3月29日付け3水機本第1294号]
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 [令和4年5月23日付け4水機本第206号]
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程(第1号において「新給与規程」という。)第27条第2項(同条第3項、第2条(第1号、第2号に係る部分に限る。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第31条第2項から第5項まで、第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当等の額に、同月1日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
- (1) 再雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- イ 新給与規程第27条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15
- ウ 新給与規程第5条第1項第7号に規定する指定職員 162.5分の10
- エ 改正後の任期付研究員及び特定任期付職員給与規程(令和4年5月23日付け4水機本第206号)第7条第15項に規定する任期付研究員及び特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- イ 特定管理職員 62.5分の10
- (端数計算)
- 3 前項に規定にする基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 [令和4年11月29日付け4水機本第754号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規程(第30条第2項及び第31条第2項の改正規定を除く。)による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(令和4年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置)
- 4 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する職員給与規程第30条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、「100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)」とあるのは「100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」と、「100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)」とあるのは「100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」とする。
- 5 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の162.5」とする。

附 則 [令和5年3月31日付け4水機本第1230号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額)
- 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 職員就業規則第5条第1項の規定による職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 職員就業規則第16条の4第1項又は第2項の規定により職員就業規則第16条の2第1項に規定する異動期間(職員就業規則第16条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された職員就業規則第16条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 職員就業規則第15条の2の規定により勤務している職員
- 4 職員就業規則第16条の2に規定する他の役職への降任等をされた職員であって、当該他の役職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項

において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

7 附則第4項又は第6項の規定による俸給を支給される職員に対する第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給、その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(暫定再雇用職員の給与)

9 令和14年3月31日までの間、職員就業規則(令和5年3月31日付け4水機本第1229号)附則第3項又は第4項の規定により採用し、又は任期を更新した職員(以下「暫定再雇用職員」という。)の俸給月額は、第5条第1項に規定する俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

10 前項の規定にかかわらず、暫定再雇用職員のうち、短時間勤務する役職に採用し、又は任期を更新した職員(以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、前項による俸給月額に、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第7項で読み替えた職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(暫定再雇用職員の給与規程の適用)

11 暫定再雇用職員は、第9項の規定によるほか、職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第27条、第30条及び第33条中並びに別表第1から別表第6中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定

再雇用職員」とする。

- 1 2 暫定再雇用短時間勤務職員は、第10項の規定によるほか、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第16条、第23条、第27条、第30条、第33条中並びに別表第1から別表第6中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定再雇用短時間勤務職員」とする。

附 則 [令和5年11月29日付け5水機本第836号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第27条第2項及び第3項、第30条第2項、第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和5年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 4 令和5年12月に支給する期末手当に関する職員給与規程第27条第2項及び第3項の規定の適用については、「100分の122.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）」とあるのは「100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」と、「100分の68.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）」とあるのは「100分の70（特定管理職員にあっては、100分の60）」とする。
- 5 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する職員給与規程第30条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」と、「100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）」とあるのは「100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」とする。
- 6 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の170」とする。

附 則 [令和7年1月20日付け6水機本第953号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [令和7年3月27日付け6水機本第1257号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 施行日の前日においてこの規程による改正前の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第6までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1から第7までに掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「/(5) 重度心身障害者/(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)/」と、同条第3項中「13,000」とあるのは「11,500」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第1項に規定する支給事務所に在勤する職員の地域手当の月額、改正後の職員給与規程第14条第2項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、理事長が別に定める地域手当の支給事務所

の区分に応じて、100分の16を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

6 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員の地域手当の月額は、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

7 施行日から令和10年3月31日までの間における職員給与規程第14条の2第4項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「前条又は国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和7年3月27日付け6水機本第1257号。以下「令和7年改正規程」という。）附則第5項若しくは第6項」とする。

（施行日前に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置）

8 施行日の前日までに改正前の職員給与規程第14条第3項に規定する異動等のあった職員（国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則（平成18年4月1日17水研本第2030号）第15条の3第2項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（第13項において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）及び国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則の一部を改正する規程（令和5年3月31日付け4水機本第1229号）附則第5項に規定する暫定再雇用職員（第13項において「暫定再雇用職員」という。）を除く。）については、改正後の職員給与規程第14条第3項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第5項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第5項の理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分及び当該区分に応じて理事長が別に定める割合の変更」と、「／（2）当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合／（3）当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合／」とあるのは「（2）当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

9 施行日の前日までに改正前の職員給与規程第14条第4項の規定により同条第3項による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、改正後の職員給与規程第14条第3項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第6項」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第6項の理事長が別に定める割合の変更」と、「／（2）当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合／（3）当該異動等の日から同日以後3年を経

過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

（施行日から令和10年3月31日までの間に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置）

10 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第3項に規定する異動等のあった職員については、同項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第5項」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第5項の理事長が別に定める地域手当の支給事務所の区分及び当該区分に応じて理事長が別に定める割合の変更」として、同条の規定を適用する。

11 施行日から令和10年3月31日までの間に改正後の職員給与規程第14条第4項の規定により同条第3項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規程附則第6項」と、「又は前項に掲げる支給割合の変更」とあるのは「若しくは前項に掲げる支給割合の変更又は令和7年改正規程附則第6項の理事長が別に定める割合の変更」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

12 改正後の職員給与規程第16条第4項及び第17条第4項の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再雇用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

13 施行日以後に新たに定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員（以下この項において「再雇用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の職員給与規程第20条の規定は、施行日以後に同条第1項に規定する異動をした再雇用職員又は施行日以後に同項に規定する事務所の移転があった再雇用職員について適用する。

（その他の経過措置）

14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附 則 [令和7年6月18日付け7水機本第432号]

この規程は、令和7年6月18日から施行する。

附 則 [令和8年1月30日付け7水機本第1008号]

（施行期日）

1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1(第5条第1項第1号関係)

一般職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)	8級 俸給月額(円)	9級 俸給月額(円)	10級 俸給月額(円)
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					

75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年前再雇用短 時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考1 他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第5条第1項第2号関係)

技術職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)	8級 俸給月額(円)	9級 俸給月額(円)	10級 俸給月額(円)
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					

75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							
87	266,500	306,100	356,100							
88	266,800	306,400	356,500							
89	267,100	306,700	356,700							
90	267,400	307,000	357,100							
91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年前再雇用短 時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考1 さけ類又はます類のふ化業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員に適用する。

別表第3ア(第5条第1項第3号ア関係)

船舶職員俸給表(一)

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)	7級 俸給月額(円)
1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600	532,600
2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400	533,700
3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200	534,800
4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000	535,800
5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800	536,800
6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500	537,400
7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200	538,200
8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800	539,000
9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200	539,700
10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400	540,200
11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600	540,800
12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600	541,400
13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500	542,000
14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500	
15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500	
16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400	
17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700	
18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600	
19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400	
20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300	
21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200	
22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100	
23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000	
24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900	
25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700	
26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400	
27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000	
28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600	
29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100	
30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600	
31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200	
32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800	
33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100	
34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600	
35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100	
36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600	
37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100	
38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700	
39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000	
40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600	
41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100	
42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700		
43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300		
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900		
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200		
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800		
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400		
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000		
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400		
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700		
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000		
52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200		
53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400		
54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600		
55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900		
56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200		
57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400		

58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700		
59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000		
60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200		
61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400		
62	301,900	335,900	386,300	440,600			
63	302,200	336,200	386,600	441,100			
64	302,400	336,400	386,900	441,600			
65	302,600	336,600	387,100	442,100			
66	302,800	336,900	387,300	442,700			
67	303,000	337,200	387,600	443,200			
68	303,300	337,400	387,900	443,800			
69	303,600	337,600	388,200	444,300			
70			388,400	444,800			
71			388,700	445,400			
72			389,000	446,000			
73			389,300	446,300			
74			389,700	446,900			
75			390,100	447,500			
76			390,500	448,000			
77			390,900	448,400			
78			391,300	448,900			
79			391,800	449,600			
80			392,300	450,300			
81			392,700	450,500			
82			393,100				
83			393,500				
84			393,900				
85			394,400				
86			394,900				
87			395,400				
88			395,900				
89			396,200				
90			396,600				
91			396,900				
92			397,300				
93			397,800				
94			398,100				
95			398,600				
96			399,000				
97			399,600				
定年前再雇用短 時間勤務職員	233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600	486,200

備考 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他法人が指定する船舶に
 乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長及び事務員そ
 の他これらと同等の職務に従事する職員に適用する。

別表第3イ(第5条第1項第3号イ関係)

船舶職員俸給表(二)

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)
1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400
13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100
25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900
26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500
27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100
28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800
29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500
30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200
31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800
32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400
33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900
34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500
35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000
36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600
37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200
38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900
39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600
40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400
41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200
42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000
43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700
44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400
45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200
46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900
47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500
48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200
49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100
50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900
51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700
52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300
53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800	410,800
54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100	411,500
55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400	412,100
56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600	412,800
57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800	413,400

58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100	413,900
59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400	414,200
60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600	414,600
61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800	415,300
62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100	
63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400	
64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600	
65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800	
66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100	
67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400	
68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600	
69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800	
70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100	
71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400	
72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600	
73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800	
74		311,300	343,800	355,200	372,100	
75		311,600	344,100	355,500	372,400	
76		311,800	344,300	355,800	372,600	
77		312,000	344,500	356,000	372,800	
78		312,300	344,800	356,300	373,100	
79		312,600	345,100	356,600	373,400	
80		312,800	345,300	356,800	373,600	
81		313,000	345,500	357,000	373,800	
82		313,300	345,800	357,300	374,100	
83		313,600	346,000	357,600	374,400	
84		313,800	346,200	357,800	374,600	
85		314,000	346,500	358,000	374,800	
86		314,300	346,800	358,300		
87		314,600	347,000	358,600		
88		314,800	347,300	358,800		
89		315,000	347,500	359,000		
90		315,200	347,700	359,200		
91		315,500	348,000	359,500		
92		315,800	348,300	359,700		
93		316,000	348,500	360,000		
94		316,300	348,800	360,300		
95		316,600	349,000	360,600		
96		316,800	349,300	360,800		
97		317,000	349,500	361,000		
98		317,200	349,700	361,300		
99		317,400	349,900	361,600		
100		317,700	350,100	361,800		
101		318,000	350,500	362,000		
102		318,300	350,700	362,400		
103		318,500	350,900	362,600		
104		318,700	351,200	362,800		
105		319,000	351,500	363,000		
106			351,700			
107			352,000			
108			352,300			
109			352,500			
定年前再雇用短 時間勤務職員	227,700	243,200	245,200	267,900	297,900	328,800

備考 船舶に乗り組む職員(船舶職員俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第4(第5条第1項第4号関係)

研究開発職員俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額(円)	2級 俸給月額(円)	3級 俸給月額(円)	4級 俸給月額(円)	5級 俸給月額(円)	6級 俸給月額(円)
1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
15	221,000	277,600	362,400	408,200		
16	222,800	279,800	363,300	409,700		
17	224,500	281,900	364,400	411,200		
18	226,300	284,200	365,600	412,800		
19	228,100	286,500	366,800	414,400		
20	229,900	288,900	368,000	416,100		
21	231,700	291,200	369,200	417,300		
22	233,500	293,300	370,300	418,700		
23	235,200	295,400	371,300	420,100		
24	236,900	297,400	372,300	421,400		
25	238,600	299,400	373,400	422,700		
26	240,700	301,300	374,400	424,000		
27	242,600	303,200	375,300	425,500		
28	244,500	305,100	376,300	427,000		
29	246,400	307,000	377,200	428,200		
30	247,500	308,500	378,000	429,400		
31	248,600	310,000	378,800	431,000		
32	249,700	311,500	379,600	432,500		
33	251,100	313,000	380,300	433,800		
34	252,400	314,500	381,000	435,200		
35	253,800	316,000	381,800	436,600		
36	255,200	317,400	382,600	438,000		
37	256,600	318,800	383,300	439,400		
38	258,100	319,700	384,000	440,800		
39	259,600	320,600	384,800	442,200		
40	261,200	321,400	385,600	443,600		
41	262,600	322,100	386,400	444,700		
42	263,900	322,600	387,600	446,000		
43	265,300	323,100	388,800	447,400		
44	266,700	323,500	390,000	448,700		
45	268,200	323,900	390,700	449,500		
46	269,500	324,400	391,700	450,300		
47	270,700	324,900	392,500	451,200		
48	271,900	325,300	393,200	452,100		
49	273,100	325,700	393,900	452,900		
50	274,200	326,100	394,600	453,700		
51	275,300	326,400	395,200	454,300		
52	276,400	326,900	395,800	455,100		
53	277,400	327,300	396,400	455,500		
54	278,500	327,700	397,100	456,100		
55	279,500	328,100	397,900	456,600		
56	280,500	328,400	398,700	457,100		
57	281,500	328,800	399,300	457,600		

58	282,200	329,100	400,100	458,100		
59	282,700	329,500	400,800	458,600		
60	283,300	329,800	401,500	459,100		
61	283,900	330,200	402,100	459,600		
62	284,500	330,700	402,800	460,100		
63	285,100	331,300	403,400	460,600		
64	285,600	331,800	404,100	461,100		
65	286,200	332,200	404,800	461,600		
66	286,700	332,800	405,400			
67	287,300	333,300	406,000			
68	287,800	333,900	406,700			
69	288,400	334,400	407,400			
70	289,100	334,900	407,900			
71	289,700	335,400	408,500			
72	290,300	336,000	409,100			
73	290,900	336,500	409,600			
74	291,500	337,200	410,200			
75	292,100	337,900	410,800			
76	292,800	338,600	411,300			
77	293,400	339,200	411,800			
78	294,100	339,800	412,300			
79	294,800	340,500	412,800			
80	295,300	341,200	413,500			
81	295,900	341,900	413,900			
82	296,500	342,600	414,300			
83	297,200	343,200	414,700			
84	297,800	343,800	415,100			
85	298,300	344,300	415,500			
86	298,900	344,800	415,900			
87	299,600	345,200	416,300			
88	300,200	345,600	416,700			
89	300,700	345,900	417,100			
90	301,300	346,400				
91	302,000	346,700				
92	302,600	347,100				
93	303,200	347,400				
94	303,800	347,700				
95	304,400	348,100				
96	305,000	348,500				
97	305,300	349,000				
98	305,800	349,500				
99	306,400	350,000				
100	306,900	350,500				
101	307,300	351,000				
102	307,700	351,500				
103	308,000	351,900				
104	308,400	352,400				
105	308,800	352,800				
106	309,200	353,200				
107	309,600	353,700				
108	309,900	354,100				
109	310,100	354,600				
110	310,500	355,000				
111	310,800	355,400				
112	311,000	355,800				
113	311,300	356,300				
114	311,600	356,700				
115	311,900	357,100				
116	312,200	357,500				
117	312,400	358,000				
118	312,700	358,400				

119	312,900	358,800				
120	313,200	359,200				
121	313,500	359,600				
定年前再雇用短 時間勤務職員	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	545,800

備考 研究所等で試験研究又は調査研究業務並びに開発調査又は技術
開発業務に従事する職員に適用する。

別表第5(第5条第1項第5号関係)
教育職員俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	275,700	354,200	408,200	475,300	580,500
2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500
3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300
4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200
5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100
6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000
7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200
8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100	
10	291,900	368,500	418,300	545,000	
11	293,700	370,500	419,400	549,600	
12	295,600	372,400	420,500	553,000	
13	297,600	374,200	421,500	556,400	
14	299,600	375,800	422,600	559,500	
15	301,600	377,400	423,600	562,400	
16	303,600	378,800	424,600	564,900	
17	305,500	380,100	425,600	567,000	
18	308,000	381,600	426,700		
19	310,700	382,800	427,800		
20	313,300	384,100	428,900		
21	315,900	385,400	429,900		
22	318,300	386,600	431,000		
23	320,700	387,800	432,100		
24	322,900	388,900	433,200		
25	325,100	390,000	434,100		
26	327,100	391,300	435,200		
27	329,100	392,600	436,200		
28	331,100	393,900	437,200		
29	333,100	395,100	438,100		
30	335,000	396,400	439,200		
31	336,900	397,700	440,200		
32	338,800	398,900	441,300		
33	340,600	400,100	442,300		
34	342,500	401,300	443,500		
35	344,400	402,500	444,600		
36	346,300	403,600	445,800		
37	348,000	404,600	446,500		
38	349,200	405,800	447,400		
39	350,300	406,900	448,300		
40	351,300	407,900	449,100		
41	351,800	409,000	449,900		
42	352,200	410,200	450,800		
43	352,600	411,300	451,600		
44	352,900	412,400	452,300		
45	353,400	413,300	453,000		
46	353,900	414,300	453,900		
47	354,400	415,300	454,800		
48	354,700	416,200	455,700		
49	355,000	417,400	456,600		
50	355,300	418,700	457,500		
51	355,600	420,100	458,500		
52	355,900	421,400	459,400		
53	356,300	422,200	460,400		
54	356,600	423,200	461,400		
55	357,000	424,200	462,300		
56	357,300	425,300	463,300		
57	357,600	426,200	464,200		

58	358,000	426,900	465,100		
59	358,300	427,700	466,000		
60	358,700	428,400	467,000		
61	359,000	429,100	467,800		
62	359,300	429,900	468,200		
63	359,700	430,700	468,800		
64	360,000	431,300	469,400		
65	360,300	431,900	470,000		
66	360,700	432,200	470,700		
67	361,000	432,500	471,000		
68	361,400	432,800	471,600		
69	361,800	433,100	472,000		
70	362,100	433,400	472,300		
71	362,500	433,600	472,600		
72	362,900	433,900	472,900		
73	363,200	434,100	473,200		
74	363,600	434,300			
75	364,000	434,600			
76	364,400	434,900			
77	364,700	435,100			
78	365,100	435,300			
79	365,500	435,600			
80	366,000	435,900			
81	366,500	436,100			
82	367,100	436,300			
83	367,800	436,600			
84	368,400	436,900			
85	369,000	437,100			
86	369,600	437,400			
87	370,200	437,700			
88	370,800	437,900			
89	371,300	438,100			
90	371,700	438,400			
91	372,000	438,700			
92	372,400	438,900			
93	372,800	439,100			
94	373,200				
95	373,600				
96	374,000				
97	374,600				
98	375,100				
99	375,500				
100	376,000				
101	376,400				
102	376,900				
103	377,200				
104	377,500				
105	378,000				
106	378,400				
107	378,900				
108	379,400				
109	379,800				
110	380,300				
111	380,700				
112	381,100				
113	381,500				
114	381,900				
115	382,300				
116	382,700				
117	383,100				
118	383,500				

119	383,900				
120	384,300				
121	384,600				
122	385,000				
123	385,400				
124	385,700				
125	386,100				
126	386,600				
127	387,100				
128	387,500				
129	387,900				
定年前再雇用短 時間勤務職員	298,500	309,800	332,500	419,500	557,300

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手(船舶職員俸給表の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第6(第5条第1項第6号関係)

看護職員俸給表

職務の級	1級	2級	3級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	221,700	254,700	293,900
2	223,600	256,800	294,400
3	225,400	259,000	294,900
4	227,100	261,200	295,400
5	228,800	263,400	295,800
6	230,700	264,400	296,300
7	232,500	265,200	296,800
8	234,200	266,100	297,200
9	235,900	266,900	297,600
10	237,800	268,000	298,100
11	239,700	269,100	298,600
12	241,600	270,000	299,100
13	243,400	270,800	299,500
14	245,400	271,500	300,000
15	247,400	272,200	300,400
16	249,400	273,000	300,900
17	251,400	274,100	301,400
18	253,400	275,000	301,800
19	255,500	275,900	302,300
20	257,500	276,800	302,700
21	259,400	277,800	303,200
22	260,600	278,800	303,600
23	261,700	279,700	304,100
24	262,800	280,700	304,500
25	263,900	281,500	305,000
26	264,700	282,400	305,600
27	265,600	283,300	306,300
28	266,400	284,200	307,000
29	267,200	285,200	307,700
30	267,900	285,900	308,400
31	268,600	286,600	309,100
32	269,300	287,300	309,900
33	270,100	287,900	310,600
34	270,700	288,500	311,400
35	271,300	289,000	312,100
36	271,800	289,400	312,800
37	272,400	289,800	313,500
38	273,100	290,400	314,300
39	273,800	290,900	315,100
40	274,500	291,300	315,900
41	275,200	291,700	316,500
42	275,800	292,200	317,400
43	276,500	292,600	318,400
44	277,100	293,100	319,300
45	277,900	293,600	320,100
46	278,600	294,000	321,100
47	279,300	294,500	322,100
48	279,900	294,900	323,000
49	280,400	295,400	323,900
50	280,900	295,800	324,800
51	281,300	296,300	325,800
52	281,700	296,800	326,800
53	282,000	297,200	327,600
54	282,500	297,600	328,500
55	282,900	298,100	329,500
56	283,300	298,500	330,400
57	283,700	299,000	331,300

58	284,100	299,700	332,200
59	284,400	300,400	333,200
60	284,700	301,100	334,100
61	285,100	301,800	335,000
62	285,500	302,700	336,100
63	285,900	303,600	337,300
64	286,200	304,300	338,500
65	286,500	305,000	339,200
66	286,900	305,900	340,300
67	287,300	306,700	341,400
68	287,600	307,500	342,300
69	288,000	308,200	343,400
70	288,500	309,100	344,100
71	288,900	310,000	345,200
72	289,200	310,800	346,300
73	289,600	311,700	347,400
74	290,100	312,500	348,600
75	290,600	313,400	349,700
76	291,100	314,300	350,800
77	291,600	315,100	351,900
78	292,100	316,000	353,000
79	292,700	317,000	354,000
80	293,100	317,900	355,100
81	293,600	318,400	356,000
82	294,000	319,200	357,000
83	294,500	320,100	357,900
84	295,000	320,900	358,900
85	295,400	321,700	359,800
86	295,800	322,600	360,600
87	296,300	323,600	361,400
88	296,800	324,600	362,200
89	297,200	325,500	362,800
90	297,700	326,500	363,400
91	298,200	327,500	364,000
92	298,700	328,500	364,600
93	299,200	329,300	365,000
94	299,600	330,000	365,400
95	300,100	330,700	365,900
96	300,700	331,300	366,300
97	301,300	331,800	366,800
98	301,800	332,100	367,200
99	302,300	332,600	367,700
100	302,800	333,200	368,100
101	303,200	333,600	368,400
102	303,700	334,100	368,900
103	304,100	334,700	369,200
104	304,500	335,200	369,500
105	304,900	335,600	369,900
106	305,300	336,100	370,400
107	305,700	336,600	370,900
108	306,000	337,100	371,400
109	306,200	337,500	371,900
110	306,500	337,800	372,400
111	306,700	338,100	372,900
112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000

119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	
150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		
163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		
169	323,300		
定年前再雇用短 時間勤務職員	248,800	269,700	277,300

備考 准看護師、看護師及び保健師に適用する。

別表第7(第5条第1項第7号関係)
指定職員俸給表

号俸	俸給月額(円)
1	548,000
2	605,000
3	667,000
4	736,000
5	794,000
6	852,000

備考 この表は、水産大学校校長に適用する。

別表第8(第32条第1項及び第6項関係)

地域の区分	地 域
1級地	北海道中川郡美深町、北海道河西郡更別村、北海道川上郡標茶町、北海道阿寒郡鶴居村
2級地	北海道札幌市、北海道千歳市、北海道釧路市、北海道二世郡八雲町、北海道島牧郡島牧村、北海道標津郡標津町、北海道標津郡中標津町、北海道斜里郡清里町、北海道枝幸郡枝幸町
3級地	北海道日高郡新ひだか町
4級地	青森県八戸市

附則別表第1

号俸の切替表 一般職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

附則別表第2

号俸の切替表 技術職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

附則別表第3

号俸の切替表 船舶職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	
31	27	23	19	15	
32	28	24	20	16	
33	29	25	21	17	
34	30	26	22	18	
35	31	27	23	19	
36	32	28	24	20	
37	33	29	25	21	
38	34	30	26	22	
39	35	31	27	23	
40	36	32	28	24	
41	37	33	29	25	
42	38	34	30	26	
43	39	35	31	27	
44	40	36	32	28	
45	41	37	33	29	
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	

54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46		
59	55	51	47		
60	56	52	48		
61	57	53	49		
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66			
75	71	67			
76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

附則別表第4

号俸の切替表 船舶職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	1 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	2	2	1
7	1	3	3	3	1
8	1	4	4	4	1
9	1	5	5	5	1
10	1	6	6	6	2
11	1	7	7	7	3
12	1	8	8	8	4
13	1	9	9	9	5
14	2	10	10	10	6
15	3	11	11	11	7
16	4	12	12	12	8
17	5	13	13	13	9
18	6	14	14	14	10
19	7	15	15	15	11
20	8	16	16	16	12
21	9	17	17	17	13
22	10	18	18	18	14
23	11	19	19	19	15
24	12	20	20	20	16
25	13	21	21	21	17
26	14	22	22	22	18
27	15	23	23	23	19
28	16	24	24	24	20
29	17	25	25	25	21
30	18	26	26	26	22
31	19	27	27	27	23
32	20	28	28	28	24
33	21	29	29	29	25
34	22	30	30	30	26
35	23	31	31	31	27
36	24	32	32	32	28
37	25	33	33	33	29
38	26	34	34	34	30
39	27	35	35	35	31
40	28	36	36	36	32
41	29	37	37	37	33
42	30	38	38	38	34
43	31	39	39	39	35
44	32	40	40	40	36
45	33	41	41	41	37
46	34	42	42	42	38
47	35	43	43	43	39
48	36	44	44	44	40
49	37	45	45	45	41
50	38	46	46	46	42
51	39	47	47	47	43
52	40	48	48	48	44
53	41	49	49	49	45

54	42	50	50	50	46
55	43	51	51	51	47
56	44	52	52	52	48
57	45	53	53	53	49
58	46	54	54	54	50
59	47	55	55	55	51
60	48	56	56	56	52
61	49	57	57	57	53
62	50	58	58	58	54
63	51	59	59	59	55
64	52	60	60	60	56
65	53	61	61	61	57
66	54	62	62	62	58
67	55	63	63	63	59
68	56	64	64	64	60
69	57	65	65	65	61
70	58	66	66	66	
71	59	67	67	67	
72	60	68	68	68	
73	61	69	69	69	
74	62	70	70	70	
75	63	71	71	71	
76	64	72	72	72	
77	65	73	73	73	
78	66	74	74	74	
79	67	75	75	75	
80	68	76	76	76	
81	69	77	77	77	
82	70	78	78	78	
83	71	79	79	79	
84	72	80	80	80	
85	73	81	81	81	
86		82	82	82	
87		83	83	83	
88		84	84	84	
89		85	85	85	
90		86	86		
91		87	87		
92		88	88		
93		89	89		
94		90	90		
95		91	91		
96		92	92		
97		93	93		
98		94	94		
99		95	95		
100		96	96		
101		97	97		
102		98	98		
103		99	99		
104		100	100		
105		101	101		
106		102	102		
107		103	103		
108		104	104		
109		105	105		
110		106			

111		107			
112		108			
113		109			

附則別表第5

号俸の切替表 教育職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	2	
24	12	8	2	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	3	
28	16	12	3	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	4	
32	20	16	4	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	5	
36	24	20	5	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	6	
40	28	24	6	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	7	
44	32	28	7	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	8	
48	36	32	8	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	9	
52	40	36	9	
53	41	37	9	

54	42	38	9	
55	43	39	10	
56	44	40	10	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	11	
60	48	44	11	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	12	
64	52	48	12	
65	53	49	12	
66	54	50	12	
67	55	51	13	
68	56	52	13	
69	57	53	13	
70	58	54	13	
71	59	55	14	
72	60	56	14	
73	61	57	14	
74	62	58	14	
75	63	59	14	
76	64	60	15	
77	65	61	15	
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			
98	86			
99	87			
100	88			
101	89			
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			

附則別表第6

号俸の切替表 研究開発職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	

54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66	58		
75	67	59		
76	68	60		
77	69	61		
78	70	62		
79	71	63		
80	72	64		
81	73	65		
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			
90	82			
91	83			
92	84			
93	85			
94	86			
95	87			
96	88			
97	89			

附則別表第7

号俸の切替表 看護職員俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49

54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106

111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121